- Q1. 申請すれば必ず補助を受けることができるのか(第1条関係)
 - A. 1 年度の予算の範囲内での交付となります。先着順となりますので、枠がいっぱいとなった場合は補助を受けることができません。
- Q2. 賑わいエリアとは(第1条関係)
 - A. 駅周辺の商業活性化を目標の一つとしていることから、市内 4 駅を中心とした概ね半 径500mの地域、また和泉砂川駅、樽井駅については駅から主要道路に至るまでの道路に面した部分を賑わいエリアと指定しています。
- Q3. 空き店舗や空き家の斡旋はしてもらえるのか(第2条関係)
 - A. 空き店舗については、泉南市商工会が斡旋できる場合があります。ただし、市や泉南市 商工会が保有する情報には限りがありますので、斡旋ができない場合は泉南市空き家 バンク登録事業者等に問い合わせていただき、お探しいただくことになります。 (空家バンク登録事業者)

https://www.city.sennan.lg.jp/material/files/group/23/tourokujigyousya.pdf

- Q4. 泉南市商工会に加入し、継続して経営支援を行うことが可能な者とは(第3条関係)
 - A. 申請にあたり、泉南市商工会において創業計画書の確認を受けていただく必要があります。また、事業継続を支援することを目的として、経営指導員による継続的な経営相談を受けていただける方を補助対象者としています。
- Q5. 同じ飲食業で、分野を変更して移転する場合も対象とならないのか(第3条関係)
 - A. 提供する分野を変更して移転する場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。
- Q6. 他の補助制度との併用は可能か(第5条関係)
 - A. 可能です。ただし、他の補助制度で助成を受けた部分はこの補助金の対象とはなりません。

- Q7. 店舗等の改修にあたり、建築業者は市外業者でも可能か(別表 2 関係)
 - A. この補助事業は、泉南市内の商業振興を目的としていることから、可能な限り市内事業者のご利用をお願いします。どうしても市外の事業者へ依頼しなければならない場合は、 理由書を提出することで利用が可能です。
- Q8. 店舗等の改修にあたり、建築業者の紹介はしてもらえるのか(別表 2 関係)
 - A. 一つの事業者を紹介することはできませんので、泉南市入札等参加資格有資格者名簿 等をご利用になり、事業開始予定地に近い事業者等をお探しください。 (泉南市建設工事有資格者名簿)

https://www.city.sennan.lg.jp/material/files/group/8/r5kouji-rank.pdf

- Q9. 備品費の内容は
 - A. 事業を実施するのに必要な設備、レジスター等の購入費用とします。
- Q10. 備品は市内業者から購入しなければならないか
 - A. 市外業者からの購入も可としますが、可能な限り市内業者の利用をお願いします。
- Q11. 宣伝広告の内容は
 - A. チラシ作成、新聞折り込み、ポスティング、HP作成等に要する費用です。
- Q12. 宣伝広告は市内業者に依頼しなければならないか
 - A. 市外業者への依頼も可としますが、可能な限り市内業者の利用をお願いします。
- Q13. 対象物件について、他者との賃貸契約を貸主が締結している期間であっても、家賃や改修費等は補助対象となるのか。
 - A. 家賃の 2 重払いや、2 重契約によるトラブルの可能性があるため、他者との賃貸契約期間内の家賃や改修費等については補助対象としません。